

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第四十八号

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（差別的取扱いの禁止）

**第二条の二** 知事は、市場の業務の運営に関し、卸売業者（第六条の二第一項の規定により、知事の許可を受けて卸売の業務（市場に出荷される取扱品目の部類に属する物品について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）、仲卸業者（第十九条第一項の規定により、知事の許可を受けて仲卸しの業務（県が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」と総称する。）に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第三条第一項中「その部類ごとに、次に掲げる」を「次の各号に掲げる部類に応じ、  
「青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定め  
の食料品  
当該各号に定める」に改め、

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定め  
料品

定めるその他

るその他の食  
を削り、同項に次の各号を加える。

一 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品

二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品

第三条第二項中「取扱う」を「取り扱う」に、「前項の」を「前項各号に掲げる」に

改める。

第五条第二項中「（法第十五条第一項の規定により、農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）」を削る。

第六条中「取扱品目の部類ごとに、次に掲げる」を「次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定める」に改め、  
「青果部 二  
水産物部 二」  
を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 青果部 二
- 二 水産物部 二

第六条の次に次の一条を加える。

（卸売業務の許可）

**第六条の二** 卸売の業務を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 商号

三 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の名

四 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類

4 知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

二 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 申請者が市場の卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 申請者が市場の仲卸業者又は仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。

五 申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。

六 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

七 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

八 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していると認められるとき。

九 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

十 当該許可をすることによつて卸売業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

第七条第一項中「法第十五条第一項」を「前条第一項」に改める。

第八条第一項中「取扱品目の部類ごとに、次に掲げる」を「次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定める」に改め、

「青果部	百二十万円以上千六百万円
水産物部	百二十万円以上二千四百万

以下  
円以下」を削り、同項に次の各号を加える。

一 青果部 百二十万円以上千六百万円以下

二 水産物部 百二十万円以上二千四百万円以下

第十条第一項及び第二項中「先だつて」を「先立つて」に改める。

第十一条の次に次の五条を加える。

（卸売業務の許可の取消し）

**第十一条の二** 知事は、卸売業者が第六条の二第四項第一号、第二号若しくは第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、同条第一項の許可を取り消すものとする。

2 知事は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 正当な理由がなく第六条の二第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内に第七条第一項の保証金を預託しないとき。

二 正当な理由がなく第六条の二第一項の許可の通知を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がなく引き続き一月以上その業務を休止したとき。

四 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

3 前項の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

**第十一条の三** 卸売業者が事業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前二項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより認可申請書を知事に提出しなければならない。

4 第六条の二第四項の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項の許可の申請」とあるのは「第十一条の三第一項又は第二項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第二項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が使用指定を受けていた施設の使用が認められたものと解してはならない。

(卸売業務の相続)

**第十一条の四** 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた市場における卸売の業務を引き

続き営もうとするときは、被相続人の死亡の日から起算して六十日以内に、知事の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第六条の二第一項の許可は、その相続人に対してしたものと同みなす。

3 第一項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を知事に提出しなければならない。

4 第六条の二第四項の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において同条第四項中「第一項の許可の申請」とあるのは「第十一条の四第一項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と読み替えるものとする。

5 第一項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

6 卸売業者の地位の承継については、被相続人が使用指定を受けていた施設の使用が認められたものと解してはならない。

#### (名称変更等の届出)

**第十一条の五** 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

二 第六条の二第三項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき。

三 卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が死亡し、又は解散したときは、当該卸売業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

#### (事業報告書の提出等)

**第十一条の六** 卸売業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後九十日以内に、これを知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をした者から前項の事業報告書(貸借対照表及び損益計算書に限る。)について閲覧の申出があつた場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第十二条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第二号中

「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「中央卸売市場」を「市場」に改め、同条第六項中「に規定する登録」を「の登録」に改める。

第十四条中「第十二条第一項」を「同条第一項」に改める。

第十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十七条を次のように改める。

#### 第十七条 削除

第十八条中「（次条第一項の規定により、知事の許可を受けて仲卸しの業務（県が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）」を削り、「取扱品目ごとに、次に掲げる」を「次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定める」に改め、

「青果部 三十  
水産物部 四十」

を削り、同条に次の各号を加える。

一 青果部 三十

二 水産物部 四十

第十九条第四項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第三号及び第四号中「中央卸売市場」を「市場」に改め、同項第六号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）」を「暴力団員等」に改め、同項第十号中「その」を「当該」に改め、「に定める数」を削る。

第二十三条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改める。

第二十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十七条第四項第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第二号中「中央卸売市場」を「市場」に改める。

第二十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十九条中「、第三号若しくは第四号」を「若しくは第三号」に改める。

第三十条第一項中「ことを許可する」を「許可をする」に改める。

第三十一条中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第一号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同条第三号中「中

中央卸売市場」を「市場」に改め、同条第八号中「の業務」を削る。

第三十二条第二項中「の業務」を削る。

第三十六条第一項中「掲げる売買取引」を「定める売買取引」に改め、同条第二項中「同項第二号」を「同号」に改め、「であつて知事がせり売又は入札の方法によることが著しく不相当と認めて承認したとき」を削り、同項第六号イ中「に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）」を削り、同項第七号中「知事の許可を受けて」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により相対取引をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

第三十七条を次のように改める。

（売買取引条件の公表）

**第三十七条** 卸売業者は、次の各号に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、公表しなければならない。

- 一 営業日及び営業時間
- 二 取扱品目
- 三 生鮮食料品等の引渡しの方法
- 四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- 五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- 六 出荷奨励金等がある場合には、その種類、内容（交付の基準を含む。）及びその額

第四十四条第一項を次のように改める。

卸売業者は、市場外において、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。

第四十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項の承認をしようとする」を「前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認める」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十五条第一項中「仲卸業者若しくは売買参加者」を「卸売を受ける者」に改め、

同条第二項中「法第十五条第一項」を「第六条の二第一項」に改め、「規定により承認を受けた」を削り、「その他の」の下に「規則で定める」を加える。

第四十八条を次のように改める。

(卸売の相手方の制限)

**第四十八条** 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- 一 当該卸売の相手方が、卸売、加工又は小売を行う者であること。
- 二 当該卸売に係る仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者との協議をあらかじめ行っていること。
- 2 前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第五十条を次のように改める。

(市場外にある物品の卸売)

**第五十条** 卸売業者は、市場における卸売の業務について、次に掲げる要件を満たす場合は、市場内にある物品以外の物品の卸売をすることができる。

- 一 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して、当該取引に参加する機会が与えられていること。
  - 二 当該取引に係る物品について、次に掲げる事項が公表されること。
    - ア 引渡年月日
    - イ 物品名
    - ウ 等級又は階級
    - エ 荷姿
    - オ 量目
    - カ その他公正な価格形成を確保するために必要な事項として知事が定めるもの
  - 三 当該取引に係る物品の引渡方法が定められていること。
  - 四 当該取引において、事故等が発生した場合の適切な対応が定められていること。
- 2 卸売業者は、知事から前項の規定による取引に係る書類等について閲覧を求められたときは、その求めに応じなければならない。

3 知事は、第一項の規定による取引に関し疑義が生じた場合は、奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴くものとする。この場合において、卸売業者は、当該取引の内容について説明しなければならない。

第五十一条及び第五十二条中「法第十五条第一項」を「第六条の二第一項」に改める。  
第五十三条を次のように改める。

(受託契約約款等の作成及び備付け)

**第五十三条** 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて次に掲げる事項を定めた受託契約約款を作成し、主たる事務所に備え付けなければならない。  
い。

一 受託物品の引渡し及び受領に関する事項

二 受託物品の保管に関する事項

三 受託物品の手入れ等に関する事項

四 受信場所に関する事項

五 送り状又は発送案内に関する事項

六 受託物品の上場に関する事項

七 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項

八 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項

九 委託手数料に関する事項

十 委託者の負担すべき費用に関する事項

十一 仕切りに関する事項

十二 第四十八条第一項ただし書又は第八十五条の規定により卸売をする場合に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか重要な事項

2 卸売業者は、市場における卸売のための物品の買付けについて次に掲げる事項を定めた買付契約約款を作成し、主たる事務所に備え付けなければならない。

一 買付物品の引渡し及び受領に関する事項

二 買付物品の保管に関する事項

三 買付物品の手入れ等に関する事項

四 受信場所に関する事項

五 送り状又は発送案内に関する事項

六 買付物品の上場に関する事項

七 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項

八 買付物品の出荷者の負担すべき費用に関する事項

九 第四十八条第一項ただし書又は第八十五条の規定により卸売をする場合に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか重要な事項

第五十三条の二を削る。

第五十四条第二項中「第五十条第一項第三号の規定」を「電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法」に改める。

第五十七条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

一 当該生鮮食料品等が次のいずれかに該当すること。

ア 市場内の取引において、卸売業者が卸売をしないものであること。

イ 市場内の取引において、卸売業者の卸売のみでは、仲卸業者及び売買参加者の需要を十分に満たすことができないものであること。

ウ 市場外の取引の状況等から、卸売業者の卸売のみでは、価格等の面で仲卸業者及び売買参加者にとつて著しく不利益となるものであること。

二 当該生鮮食料品等を取り扱う卸売業者との協議をあらかじめ行っていること。

第五十七条第三項を次のように改める。

3 前項ただし書の規定により生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買入れ販売しようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。

第五十七条第四項から第六項までを削る。

第五十八条第一項を次のように改める。

仲卸業者は、市場外において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならぬ。当該届出の内容を変更しようとする場合も同様とする。

第五十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項の承認をしようとする」を「前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めらるる」に改め、同項を同条第二項とし、同条

第四項を削る。

第五十九条第三号中「前各号」を「前二号」に改める。

第六十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六十二条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をする物品

四 第五十条第一項の規定により当日卸売をする物品

第六十二条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をした物品

四 第五十条第一項の規定により当日卸売をした物品

第六十三条第一項中「規則で定めるところにより」を削り、「揭示し」を「おける

揭示等の方法により、公表し」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をする物品

四 第五十条第一項の規定により当日卸売をする物品

第六十三条第二項中「規則で定めるところにより」を削り、「卸売価格を」の下に

「卸売場の見やすい場所における揭示等の方法により、」を加え、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 第四十八条第一項ただし書の規定により当日卸売をした物品

四 第五十条第一項の規定により当日卸売をした物品

第六十三条に次の一項を加える。

3 卸売業者は、前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び出荷奨励金等がある場合にあっては前月の出荷奨励金等の種類ごとの交付額（第三十七条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び出荷奨励金等に限る。）を卸売場の見やすい場所における揭示等の方法により、公表しなければならない。

第六十四条第二項中「品目の」の下に「数量及び卸売価格を」を加える。

第六十五条に次の三項を加える。

3 卸売業者は、買付物品の卸売をしたときは、買付物品の出荷者に対して、その卸売をした日の翌日（販売代金の送付について買付物品の出荷者との特約をしたときは、その特約において定められた期日）までに、販売代金を送付しなければならない。

4 卸売業者は、第一項の売買仕切金については委託者が、前項の販売代金については買付物品の出荷者が指定する方法により送付しなければならない。

5 仲卸業者は、第五十七条第二項ただし書の規定による買入れに係る代金を出荷者が指定する期日までに、出荷者が指定する方法により送付しなければならない。

第六十五条の二を削る。

第六十六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を削る。

第六十八条第二項を削る。

第六十九条第一項中「及び売買参加者」を「売買参加者その他卸売を受ける者」に改め、同条第三項第一号中「又は売買参加者」を「売買参加者その他卸売を受ける者」に改め、同項第二号中「そこない」を「損ない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 仲卸業者、売買参加者その他卸売を受ける者は、前項の買い受けた物品の代金を卸売業者が指定する方法により送付しなければならない。

第六十九条に次の一項を加える。

5 仲卸業者から物品を買い受ける者は、買い受けた物品の代金を仲卸業者が指定する期日までに、仲卸業者が指定する方法により送付しなければならない。

第七十一条第二項を削る。

第七十一条の二の見出しを削る。

第七十五条第二項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第八十三条第一項第一号を次のように改める。

一 第六条の二第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

第八十四条第四項中「前各項」を「前三項」に改める。

第八十四条の二第一項中「法第十三条の二第一項の規定に基づき、」を削り、同条第二項中「次に掲げる」の下に「事項についての」を加え、同項各号を次のように改める。

一 開場の期日及び時間

二 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法

三 委託手数料の徴収の方法並びに当該額の決定及び周知

四 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法

五 卸売の業務を行う者に関する事項

六 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

七 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資する事項

第八十九条第一項中「市場へ」を「取引参加者及び市場へ」に改め、同条第二項中「市場に」を「取引参加者又は市場へ」に改める。

別表仲卸業者市場使用料の項中「第五十七条第二項」を「第五十七条第二項ただし書」に改め、「許可又は承認を受けた場合におけるその」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）第一条の規定による改正前の卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条第一項の規定により奈良県中央卸売市場における卸売業務の許可を受けている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の奈良県中央卸売市場条例（以下「新条例」という。）第六条の二第一項の規定により卸売業務の許可を受けた者とみなす。この場合においては、新条例第七条の規定は、適用しない。